自民党改憲案の内容・問題点と統一協会改憲案との関係

清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

昨年の11月25日に憲法学習会を開催しました。講師に、日本体育大学・憲法学の清水雅彦教授を招き、「自民党改憲案の内容・問題点と統一協会改憲案との関係」との内容で講演いただきました。清水さんは戦争させない1000人委員会の事務局長代行、９条の会の世話人でもあります。講演の一部について報告します。（見出し、文責共に編集部）

清水さん

12年案、復古色を全面に　保守層に訴え、新自由主義も

参議院選後、黄金の3年間と言われました。ただその後、岸田政権のゴタゴタや無策などによって内閣支持率が下がってきていますので、改憲のハードルはかなり高くなっていると思います。しかし、この間、実際には憲法審査会の方は動かしていますので、今年の通常国会でもしかたら、改憲案を出してくるかもしれません。

ただ、現実は3月の予算が通るまでは、あまり本格的な議論は多分できないと思います。4月の統一地方選挙で自民党が大きく負ければ、改憲はかなり遠のきます。

この間、自民党は2005年と2012年の2回、全面的な改憲案を出してきました。2005年の改憲は、当初は復古色を前面に出そうとしたのですが、取りまとめ役のリベラルな舛添要一さんがこれは国民には受け入れられないだろうと、どんどんその復古色を削っていきました。これに対してこの2012年改憲案はそれを前面に出すわけです。当時、自民党は野党で民主党との差異化を図り保守層に訴えるために全面的に復古色を出しました。また、新自由主義的な内容を入れているのも特徴です。

押しつけられる国を愛する心

2012年の自民党の「日本国憲法改正草案」を見ていきます。「日本国憲法前文は「日本国民は」から始まるのに、自民党改憲案は「日本国は」から始まります。主語が変わっていて、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」という形で続いていきます。

饒舌な国家意識とともに、前文の中に愛国心に通ずる「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」という文言があります。これは本来、憲法に書く内容ではありません。世間にストーカーと言われている人がいますけれども、自分が好きになった相手に対して愛してくれ、愛してくれと付きまとうわけですけれども、人から愛されたければ、愛されるような人間になるべきであって、国家も同様です。愛されたい国家になるべきであって、国家の側が国民に愛せ、というものではない。しかし、そういう文言が入っているので、私は「ストーカー国家」という表現をしています。

「近代」の価値観の否定　不健康に生きる権利もある

近代という価値観の否定というとちょっと難しいかもしれませんが、フランス革命など、主に18世紀の市民革命後の社会を近代と言います。市民革命の前、封建制社会というのは、ヨーロッパであれば、国王とキリスト教が結びついて、人々に特定の宗教を押し付けるわけです。カトリックでなくプロテスタントを信じていたら、魔女というレッテルを張って、殺したりしたわけです。そうやって人々に宗教を押し付け、思想も押し付けた。

封建制社会は、公と私、法と道徳が区別されていない社会です。これに対して、市民革命後の近代は、お上は私的領域に入っちゃいけないという風にしたわけです。だから、それぞれの人がどういう宗教、信仰を持とうと、というう思想を持とうと、これはもう全く自由だとしたのが市民革命後の近代という価値観なのです。国を愛せというのはまさに、近代以前、封建制社会に逆戻りするものです。

しかし、この間の自民党政権の下で、近代という価値観を否定する法律が出てきています。

例えば健康増進法で、この法律ではなんと国民に対して健康増進に努める責務を課すんですね。多くの人はやはり健康に生きたい、健康に生きる権利は当然、保障されなければいけませんが、私たちには酒、タバコ、暴飲暴食をするなど不健康に生きる権利も保障されなければいけません。13条に幸福追求権があり、ここから自己決定権が保障されるのです。私たちが健康に生きるか、不健康に生きるか、私たちが決めることができるわけです。

国が健康は素晴らしいと考えて、これを国民に押し付けるのは、これもう近代の否定です。あるいは食育基本法でも3食食べようキャンペーンとか、朝食を食べようキャンペーンをやるのですが、確かに朝食を食べた方が健康にはいいでしょうが、これはそれぞれが決める問題で、上からとやかく言われる筋合いはありません。

ちなみに、健康問題に力を入れたのはナチスです。ナチスは健全なアーリア人を育成するために禁煙、採食主義運動などをやったわけです。今の日本がナチスのようなことをやっているのに、それに対して鈍感な人が非常に多い。やはりもっと異議を申し立てほしいと思います。

戦前も国旗国歌でなかった　日の丸君が代を憲法に

自民党改憲案では、天皇を国家元首にするとあります。世界は今200弱の国がありますが君主国は50くらいで、そのうち30くらいはカナダとかオーストラリアなどイギリス連邦の国なのです。純粋にその国独自の君主国は20ぐらいです。日本はその少数派の君主国になります。また、君が代ですが、多くの人が正確な歌詞の意味を知らずに歌っています。実際には、天皇の時代が小石が集まって大きな岩になって苔が生えるまで永遠に続きますようにという歌です。戦前の小学校では、教科書に歌詞の意味がちゃんと書いてあり、歌う時は天皇陛下万歳という気持ちで歌いなさいと教えていたのです。

やはり憲法19条に思想・良心の自由があるので、好きな人は天皇陛下万歳っていう気持ちで歌えばいいと思います。けれども、歌わないようにすることも保障しなければいけないわけで、戦前の日の丸・君が代は国旗・国歌じゃなかったのですが、法律で国旗・国歌にして、さらに憲法に書いてしまうというのが自民党の改憲案です。

元号についても、自民党の案では憲法の条文に入れています。25条の理念を実現してこなかった人たちが、憲法に緊急事態条項を入れればコロナ対応できるなどというのは、本当にふざけた許せない議論です。

自民党と統一協会の関係については、やはり、自民党の政治家の中には、統一協会の支援を受けて当選した者や、価値観を共有する者がたくさんいると思います。統一協会がめざす改憲後の社会を、自民党もめざしている部分もあるとは言えます。安倍元首相と統一協会との関係は徹底的に解明していかなければいけないと思います。

明文改憲だけでなく、実質改憲についても注意が必要です。昨年末に安保3文書の改定が行なわれました。敵地攻撃をできるようにする、あるいは防衛費をGDP比2パーセントにしようとするわけです。日本が朝鮮にミサイル攻撃しても、朝鮮の200機はこのミサイル発射機を全部潰すことはできませんから、朝鮮が報復して日本の原発を攻撃するかもしれません。また核兵器を使うかもしれない。日本がやはり先に朝鮮を攻撃するのは本当に無謀なことです。お互い戦争しないことを追求することが平和につながるわけです。この敵地攻撃を認めてはいけません。

世論形成すれば発議できない

やはり、まずは改憲の発議をさせてはいけないと思います。

あの安倍政権の下でも、衆参両院で改憲勢力が3分の2を超えていたのに、数の力で発議できなかったのですが、発議できなかったのは、国民投票をやっても勝てる自信がなかったからです。だから、今も改憲勢力が衆参で3分の2を超えていますが、国会外で世論形成すれば簡単に発議はできません。

今後国政選挙があるのか、3年間ないのかわかりません。しかし、今年はなんと言っても統一地方選挙があるわけです。この選挙で、改憲勢力を1つでも減らすこと、そして憲法の理念の実現をめざす勢力を少しでも増やすことが大変大事になってきます。

「国家優先」の公益と公の秩序

憲法12、13、22、29条には「公共の福祉」という言葉が入っています。世間では「公共の福祉」が正確に理解されてないと思います。「公共の福祉」は法語で言うと、パブリックウェルフェアで、パブリックというのは、「公の」という意味で使われます。けれども、パブリックには名詞の意味があって、名詞のパブリックは「人々」とか、「民衆」という意味です。

だから、「公共の福祉」は、「人々の福祉・利益」という意味なのです。憲法が認めるのは他人の権利や自由を侵害しない範囲での自由に過ぎません。自民党はこの「公共の福祉」概念を「公益及び公の秩序」という言葉に変えるんですね。2005年の改憲案を出す前の段階では、「国家の安全と社会秩序」という表現を使っていました。

自民党の本音はやはりこれで、要するに、人権と人権がぶつかった場合に人権を制限するんじゃなくて、国家を優先する場合に、人権を制限してもいいという風に考えているわけです。

真剣な眼差しで聴講する参加者

自民党の４項目改憲案（2018年３月）

- 安全保障にかかわる**「自衛隊」の明記と「自衛の措置」の言及**
- 大地震が発生した時などの**緊急事態対応を強化**
- 参議院の合区解消、**各都道府県から１人以上選出**
- 家庭の経済的事情に左右されない**教育環境の充実**

18年に４項目の改憲案　国民の反発想定し絞り込む

自民党はこういう国家を作りたいのですが、当然、国民は反発しますから、これをいきなり出すのは無理です。だから、2018年に4項目に絞った改憲案を出してきたのですが、4項目で成功した後にさらに全面的な改憲案を狙っていますから、やはりこの12年の改憲案をしっかり分析する必要があります。

2018年に自民党がまとめた4項目の改憲案を見ていきます。9条の改憲案ですが、自衛隊を明記するものです。この条文案の解釈ですが、9条の2に「必要な自衛の措置をとる」と書いてあるのですが、自民党のホームページ見ると、「自衛の措置（自衛権）」と書いてあるんですね。自民党が単に「自衛権」と書く場合は、集団的自衛権が入ってきます。2015年の戦争法は、限定的な集団的自衛権行使を可能にしたものです。しかし18年改憲案は限定せずに戦争法を超えるものです。

閣議決定なしに自衛隊を指揮

「前条の規定は、……妨げず」という表現は、9条2項解釈を変化させるという風に説明しています。現憲法は9条2項で戦力を否定していますが、2項は残っても2項を空文化、無意味化するための表現なのです。あるいはこの9条の2で、「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」と書くのですが、自衛隊法7条では、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」となっています。憲法や内閣法の規定で「代表して」という言葉は、閣議決定を前提にするのですが、「代表して」という言葉を「首長たる」という言葉にするということは、閣議決定を前提にしないということです。

安倍首相は「ただ自衛隊書き込むだけで、何も変わりません」と言いましたが、何も変わらないために、850億円もかけて、国民投票をする必要はないわけです。やはり変わるからこういう提案するわけであって、もし2018年改憲案が通ってしまえば、首相の判断1つで全面的な集団的自衛権行使ができる、自衛隊を海外に出せるというのが、この18年の改憲案になるわけです。

ただの「加憲」ではなく「改憲」

9条2項は残るのですが、後法優先の原則からすれば、9条2項と9条の2はオ盾するように見えますが、後にできた方が優先されますから、2項で戦力を否定しながら9条の2を加えるということは、9条の2を優先して解釈するので、事実上、自衛隊は軍隊のようになってしまうわけです。「加憲」といっていますが、その表現は妥当ではなく、「改憲」「壊憲」というべき内容です。

教育充実の改憲案は、維新の会が教育の無償化と言っていたので、自民党が飛びついたわけですけれども、結局、自民党は「教育環境の整備」という曖昧な表現にしました。私は自民党は本気で教育の無償化をやる気はなかったと思います。なぜかというと、国際人権規約の中等高等教育の漸進的無償化規定を自民党政権は留保してきたのですが、これを撤回したのが民主党政権で、さらに民主党政権は高校授業料無償化を導入しました。これに対して、自民党はそれはばらまきだと言ったのです。中等教育の無償化をばらまきと言った政党が、高等教育の無償化をするわけがありません。だから、これは単なるポーズに過ぎません。

条項がありません。ドイツフランスは憲法に緊急事態条項があるのですが、これらの国々はコロナ対応に憲法の緊急事態条項を使っておらず、法律で対応しています。さらに、ドイツとフランスの緊急事態条項には議会や司法の統制規定を置いていて、明らかに自民党の改憲案とは違います。

日本は法律で個別の緊急事態に対する法律があるのだから、改憲派は、この法律が不十分だから、憲法に緊急事態条項が必要だという議論をすべきなのに、そういう議論をしないという点で問題があります。そして、多くの国ではコロナに対して法律で対応していますから、憲法に緊急事態条項を入れれば対応できるという問題ではありません。

本当にふざけた許せない議論

そして特にひどいのは、日本は憲法25条の下で、生存権を保障し、公衆衛生をやらなければいけないわけです。しかし、全国の保健所の数を半減させ、大阪市などは人口が280万もいるのに、保健所が1つしかないのです。大阪のコロナの死者が多いのは維新の会が新自由主義改革をやってきたからです。25条の理念を実現してこなかった人たちが、憲法に緊急事態条項を入れればコロナ対応できるなどというのは、本当にふざけた許せない議論です。

自民党と統一協会の関係については、やはり、自民党の政治家の中には、統一協会の支援を受けて当選した者や、価値観を共有する者がたくさんいると思います。統一協会がめざす改憲後の社会を、自民党もめざしている部分もあるとは言えます。安倍元首相と統一協会との関係は徹底的に解明していかなければいけないと思います。

明文改憲だけでなく、実質改憲についても注意が必要です。昨年末に安保3文書の改定が行なわれました。敵地攻撃をできるようにする、あるいは防衛費をGDP比2パーセントにしようとするわけです。日本が朝鮮にミサイル攻撃しても、朝鮮の200機はこのミサイル発射機を全部潰すことはできませんから、朝鮮が報復して日本の原発を攻撃するかもしれません。また核兵器を使うかもしれない。日本がやはり先に朝鮮を攻撃するのは本当に無謀なことです。お互い戦争しないことを追求することが平和につながるわけです。この敵地攻撃を認めてはいけません。

世論形成すれば発議できない

やはり、まずは改憲の発議をさせてはいけないと思います。

あの安倍政権の下でも、衆参両院で改憲勢力が3分の2を超えていたのに、数の力で発議できなかったのですが、発議できなかったのは、国民投票をやっても勝てる自信がなかったからです。だから、今も改憲勢力が衆参で3分の2を超えていますが、国会外で世論形成すれば簡単に発議はできません。

今後国政選挙があるのか、3年間ないのかわかりません。しかし、今年はなんと言っても統一地方選挙があるわけです。この選挙で、改憲勢力を1つでも減らすこと、そして憲法の理念の実現をめざす勢力を少しでも増やすことが大変大事になってきます。

「自衛隊」の明記と「自衛の措置」の言及
（条文の新設）

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九条の二　前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②　自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

※太字部分が新たに加わる条文案です

自民党のHPより引用　https://www.jimin.jp/18voice/vol6/article/01.html

緊急事態条項

「コロナ対応」は詭弁　憲法に入れる必要なし

次に統一協会の改憲案ですが、動画で今でもこれを見ることができます。2017年に国際勝共連合の副会長が、緊急事態条項の新設、家族保護の文言追加、憲法への自衛隊明記を提案しています。これを受けて、メディアが統一協会と自民党の改憲案の共通性を指摘したわけですが、私は「うりふたつ」という表現はちょっと言い過ぎだと思います。しかし、似ている部分はあると思います。

緊急事態条項をみてみます。コロナ対応のために、憲法に緊急事態条項を入れるべきだという議論をする自民党議員がいますけれども、本当によく調べてからものを言ってほしいと思います。諸外国をみると、イギリスは条文としての憲法はありませんから、憲法に緊急事態条項もあるわけがないのです。アメリカの憲法は基本的に緊急事態ガンが横行した。しかし、自分の政権で拉致被害者を奪還すると豪語していが、外交努力の形跡もないまま、青いバッジだけがむなしく光る。

安保環境が激しくなるなか、岸田総理はアメリカから武器類を言い値で買わされ貢ぎ続けるため、増税をするという。防衛費を5年で43兆円に増額とは、よくもそんな大盤振る舞いを。自分の金でもないのに。反撃能力などと詭弁を弄しているが、憲法より安保条約を変えるべきではないか。武器の増強は、相手次第で逆に攻められやすくなると思わねば。

ウクライナ、ロシアの戦争はなかなか終わらない情勢だが、中国、北朝鮮の動向もよく見ておかないといずれは日本の「大事」になると懸念される。（江東）

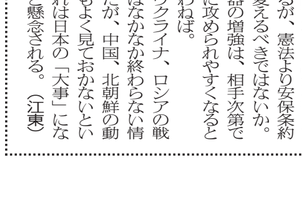
熱心にメモをとる姿も

自民党と旧統一教会　改憲社会目指す価値観共有

仲間から

憲法より安保条約変えよ

大工　中谷登志夫

安倍政権の頃から「日本を取り戻す」というスロー